

令和元年度答申第8号
令和元年5月22日

諮問番号 平成31年度諮問第7号（平成31年4月25日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項に基づく費用徴収決定（以下「本件費用徴収決定」という。）をしたことに対し、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立し（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）3条）、保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏

名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所等を政府に届け出なければならないとされている（徴収法4条の2第1項）。

そして、労災保険法31条1項は、政府が保険給付を行ったときに、事業主からの費用徴収ができる場合として、事業主が故意又は重大な過失により、徴収法4条の2第1項の規定による届出であって労災保険に係る保険関係の成立に係るもの（以下「保険関係成立届出」といい、保険関係成立届出のために事業主が提出する書面を「保険関係成立届」という。）をしていない期間中に生じた事故について保険給付を行った場合を掲げており、政府がかかる事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる旨規定している。

なお、労災保険法31条1項の規定による徴収金の額につき、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）44条は、厚生労働省労働基準局長（以下「労働基準局長」という。）が保険給付に要した費用、保険給付の種類、徴収法10条2項1号の一般保険料の納入状況その他の事情を考慮して定める基準に従い、所轄都道府県労働局長が定める旨規定している。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成23年3月25日から労働者を雇用して事業を開始し、同日、保険関係が成立した。
(電話照会調査復命書（平成29年1月30日付け）、未手続中の労災事故に係る調査書)
- (2) 審査請求人は、平成29年1月25日に、保険関係成立届を提出したが、同日に至るまで保険関係成立届出をしていなかった。
(労働保険関係成立届（継続）)
- (3) 上記保険関係成立届出をしていない期間中である平成29年1月14日、審査請求人に雇用されていた労働者（以下「本件労働者」という。）が、通勤中の災害により傷害を負った。
(休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書)
- (4) 本件労働者は、平成29年4月21日、同年5月25日、同年6月26日、同年7月26日、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、労災保険の休業給付支給を請求し、本件労基署長は、本件労働者に対し、休業給付支給を決定し、同年4月28日に72,726円、

同年6月2日に70,380円、同年7月7日に72,726円、同年8月4日に70,380円の保険給付がそれぞれ行われた。

(労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書及び債権確認並びに徴収決定内訳書、休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書(平成29年4月21日受付)、休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書(同年5月25日受付)、休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書(同年6月26日受付)、休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書(同年7月26日受付))

(5) 処分庁は、平成29年11月28日、審査請求人に対し、本件労働者に対して行った保険給付に要した費用に相当する金額の40パーセントを徴収する旨の本件費用徴収決定を行った。

(労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書及び債権確認並びに徴収決定内訳書)

(6) 審査請求人は、本件費用徴収決定を不服として、平成29年12月6日付け審査請求書にて本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、平成31年4月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

(8) なお、審査請求人は、平成29年5月1日、本件労働者に対して同年3月3日及び同年4月7日に支給された保険給付に係る費用徴収決定についても審査請求を行っており、審査庁は、平成30年8月29日、当該審査請求を棄却する旨裁決している。

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、労働保険があることは知っていたが、法人であれば強制加入、個人であれば任意加入との認識であった、また、強制加入であるとは知らず、加入する機会がなかった。

税務署から送付される確定申告の書類の中に1枚でも労働保険制度についての案内文が入っていれば、当然経営者としての責任を果たすべく労働保険に加入していた。なお、負傷した労働者に係る労働保険料については、遡り既に支払っている。

よって、本件費用徴収決定を取り消すことの裁決を求める。

(審査請求書、聴取書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 資料である未手続中の労災事故に係る調査書によると、審査請求人は、平成23年3月25日から労働者を雇用していたことが確認でき、本件災害が発生した平成29年1月14日時点では、保険関係成立届が未提出であったことは明らかである。
- 2 本件は、審査請求人が労働保険の未手続期間中に被災者の通勤災害が発生したものであるところ、審査請求人に対して、B労働基準監督署、B公共職業安定所及び処分庁による保険手続に関する指導、並びにP法人による加入勧奨は行われていない。
また、保険関係成立日（平成23年3月25日）から保険関係成立届提出日（平成29年1月25日）まで1年以上経過している。
- 3 労災保険法31条1項1号は、事業主が重大な過失により労働保険の未手続期間中に生じた事故に係る保険給付に対する費用徴収について規定しているところ、本件については、平成17年9月22日付け基発第0922001号厚生労働省労働基準局長通達「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」で定めた故意又は重大な過失の認定の基準に基づき、事業主の重大な過失が認められることから、費用徴収事案に該当する。
- 4 以上のことから、処分庁が審査請求人に対して行った本件費用徴収決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 2 本件費用徴収決定の適法性及び妥当性について
本件労働者に対する保険給付が行われた事故は、事業主である審査請求人が保険関係成立届出をしていない期間中に生じた事故であることは明らかであり、労災保険法31条1項1号により、審査請求人が保険関係成立届出をしていないことが故意又は重大な過失によるものであれば、政府は保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を審査請求人から徴収することができる。

上記故意又は重大な過失によるものと認定する基準及び徴収金の額の定めとして、労働基準局長が発出した平成17年9月22日付け基発第0922

001号厚生労働省労働基準局長通達は、事業主が、所轄労働基準監督署等から保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう指導を受け、又は都道府県労働保険事務組合連合会等から保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう勧奨を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合を故意による場合と認定して、保険給付の額の全額を徴収金の額とし、上記保険手続に関する指導又は勧奨を受けていない場合で、かつ、保険関係成立の日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していない場合は重大な過失による場合と認定して、保険給付の額の40パーセントを徴収金の額とする旨規定している。

事業主が保険手続に関する指導又は勧奨を受けたにもかかわらず保険関係成立届を提出しないのは、特段の事情がない限り故意によるものと認定できるし、事業主が保険手続に関する指導又は勧奨を受けていなかったとしても、労働者災害補償保険制度及びこれに関する事業主の義務の重要性や、これらに関して一般的に一定の周知もなされていること等に鑑みると、保険関係成立から1年以上もの間、保険関係成立届を提出しない場合は、特段の事情がない限り、重大な過失によるものと認定することに不合理な点はない。

上記通達の定めを前提とすると、本件においては、審査請求人は、保険手続に関する指導又は勧奨を受けていないが、保険関係成立は平成23年3月25日であるにもかかわらず、平成29年1月25日に至るまで保険関係成立届を提出していないのであるから、重大な過失による場合であると認定した審査庁の判断は妥当である。

審査請求人は、個人であれば労働保険は任意加入であると認識していたとし、保険関係成立届を提出しなければならないことを知らなかった旨主張して本件費用徴収決定の取消しを求めるが、知らなかったということが重大な過失の認定を妨げるものとは認められず、保険関係成立届を提出していなかったのは審査請求人の重大な過失によるものと認められるので、審査請求人の主張は採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件費用徴収決定が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

委
委
委

員
員
員

戶
伊
交

谷
藤
告

博
尚

子
浩
史